

令和5年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年6月1日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太郎
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 欠席議員（1名）

7番 嶋田善行

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤恵三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	松岡洋右	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	真弓啓	税務課長	福田善行
住民生活部長	栗本公生	住民生活部次長	北典子
福祉課長	中原潤	子育て支援課長	中尾歩美
国保医療課長	猪川恭弘	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	都市創生課長	福居哲也
上下水道課長	岡村智生	教育次長	本庄徳光
生涯学習課参事	平田政彦		

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 議案第16号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 4. 議案第17号 (仮称) 斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の締結について
- 日 程 5. 議案第18号 令和5年度消防ポンプ自動車の取得について
- 日 程 6. 議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について
- 日 程 7. 議案第20号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日 程 8. 議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日 程 9. 選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 日 程10. 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日 程11. 報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)
- 日 程12. 報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
- 日 程13. 報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)
- 日 程14. 報告第12号 令和4年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日 程15. 報告第13号 令和4年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日 程16. 報告第14号 令和4年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。

なお、嶋田議員から、欠席の通告を受けています。

これより、令和5年第3回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和5年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会は、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど、14議案を提出させていただきますいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、約3年間にわたり影響を受け続けてきた社会経済活動は、ようやく平時に近づきつつあります。しかしながら、エネルギー、食料品価格等の物価の高騰が続き、住民や事業者の皆様の日常生活や事業活動に大きな影響を及ぼしているところであります。

こうした中、町といたしましては、皆様の生活を守るため、生活応援券の発行、水道基本料金の免除、町立幼稚園、小・中学校給食補助金の増額など町独自の支援事業に係る補正予算案を上程させていただいておりますので、議員皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○町長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、8番、井上議員、9番、横田議員を指名します。

両議員には会期中よろしく申し上げます。

続きまして、日程２．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から６月２０日までの２０日間と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から６月２０日までの２０日間と決定しました。

続きまして、お手元に配布しております議事日程表の日程３．議案第１６号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてから、日程１６．報告第１４号 令和４年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてまで、以上１４議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました１４議案について、総括提案説明を求めます。

なお、感染症予防対策のため、本日、朗読は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 感染症予防対策のため、本日、朗読の一部省略について議員の皆様にご配慮いただきまして、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程３．議案第１６号から日程８．議案第２１号までの６議案については、会議規則第３９条第３項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程３．議案第１６号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第１６号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第16号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程4. 議案第17号 (仮称) 斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第17号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程5. 議案第18号 令和5年度消防ポンプ自動車の取得についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程6. 議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程7. 議案第20号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今回、国保会計の補正予算ということで、償還金が150万円あがっているんですけども、取りすぎた分の保険料の償還ということなんですけれども、金額大きいのと、あと提出議案説明を読んでいますと、保険資格の適正化を進める中で、社会保険への加入が判明して返還をするということなんですけれども、これ何件、何名の方が対象になるのでしょうか。

○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) 現在、10名の方が遡及して還付する必要があるというふうに見込んでいます。

○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) これまでにも、その都度、判明したらこのようなかたちで対応されてきたと思うんですけども、今回、保険資格の適正化を進める中でということと書いてあるんですけども、通常、今まではどないしてきはったんでしょうかね。

- 議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。
- 住民生活部長（栗本公生君） 国保の資格情報のオンライン化で、連携が今すすめられております。国保から社会保険へ移られた方も、すぐ把握できるようになっております。そういったことから、その以前は、そういった加入情報がわかりませんので、本人に届け出をしてもらう必要があったということでございます。
- 議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） オンライン化というのは、いま、マイナンバーの関係等がありますけれども、そうではなくて、全員がこのデータとして登録をされて、社会保険に加入された段階で、今後はもうわかっていくということなんですか。
- 議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。
- 住民生活部長（栗本公生君） そういった情報が、国保の中央会に入って、そこから個々の担当課に、社保に移られたという情報が入ってくるということになっております。
- 議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） 町のほうは今後は把握できるということですが、これ10名の方が、要は社会保険に加入しているけれど、国保税も払っていたということなんですよね。本人さんが、だからわからないっていう状況があって、こういうふうが発生しているんやと思うんですけれど、それはオンライン化することによって、そういうふうになったことによって、改善されるんでしょうか。
- 議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。
- 住民生活部長（栗本公生君） 今後は、ちょっと時期はかかりますけれども、そういった情報が町に入ってきますので、還付する必要がある方については、こちらから何らかの連絡がとれるようになります。
- 議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） 今までやったら、もう自分で書いて、社会保険に加入しましたと、国保に脱退届を出さなければわからなかったということですが、今後、オンライン化されたということですが、やっぱり、二重に請求するということが発生しないようにしていく必要があるのかなと思ひまして、その点について、気になったので聞かせてもらいましたけれども、この補正予算自体については別に必要なものなので執行していただければよいと思います。この点については、いかがでしょうか。
- 議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。
- 住民生活部長（栗本公生君） 今後は資格連携を活用して、早期に対応できるようにし

ていきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第20号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程8．議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第21号は、建設水道常任委員会に付託します。

続いて、日程9．選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙につ
いてを議題とし、これより選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推選による選挙があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指
名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって議長において指名します。選挙管理委員会の委員には、今邨鐵雄氏、松下靖氏、
浅井真氏、鈴木さよ子氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ござ
いせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました今邨鐵雄氏、松下靖氏、浅井真氏、鈴木さよ子氏、以上の方が
選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員の指名を行います。第1位 大竹義雄氏、第2位 北本文克氏、第3位 西岡敬司氏、第4位 吉田建四郎氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人として、かつ、指名した順位によることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員補充員には、第1位 大竹義雄氏、第2位 北本文克氏、第3位 西岡敬司氏、第4位 吉田建四郎氏が当選されました。

続いて、日程10. 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって承認第7号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) それでは、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和5年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和5年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第14号

専決処分書

令和5年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月26日

斑鳩町長 中西和夫

今回の補正内容につきましては、令和4年度予算の医療費等に係る歳出が歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和5年度予算からその不足分を繰上げて、これに充てるものであります。

それでは、補正予算書に関する説明書によりまして、ご説明を申しあげます。補正予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。第7款 諸収入、第2項 雑入、第6目 歳入欠かん補填収入で、5,200万円増額させていただいたものであります。

続いて、10ページの歳出でございます。第11款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金で5,200万円増額をさせていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただき、予算総則を朗読をいたします。

令和5年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,048,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月26日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。

きます。

なにとぞ、温かいご審議をいただきまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第7号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第7号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号については、満場一致で承認されました。

次に、日程11. 報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第9号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第9号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第11号

専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月10日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、消防団員5名の退職に伴う消防団員退職報償金の支給に関する補正について、令和5年5月10日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。補正予算書の8ページと9ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金363万9千円を増額補正させていただいたものです。

10ページと11ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正です。第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員5名の退団に伴う退職報償金363万9千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,951,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月10日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑

鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第9号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第9号については終わります。

次に、日程12．報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び日程13．報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告です。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号及び報告第11号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第10号及び報告第11号につきまして一括してご説明申し上げます。

はじめに、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第12号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月16日

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして3枚目でございます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町龍田北1丁目地内の町有地道路で、道路側溝の一部が破損しており、通行車両が通過の際にグレーチングを跳ね上げ、左サイドドアが損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 181,500円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡三郷町東信貴ヶ丘2丁目4番30号
篠原 弥 生

本件につきましては、去る令和5年1月24日に、斑鳩中学校西側の町有地道路におきまして、篠原弥生氏が運転する自動車が、グレーチングが設置された側溝の上を通過した際に、グレーチング下の側溝の一部に破損箇所があり、側溝の上に設置されたグレーチングが跳ね上がり、グレーチングが車体に当たり、車両左サイドドアが損傷した事故でございます。運転手には怪我はございませんでした。この事故によります損害賠償の額として、篠原氏に対しドアの板金修正、塗装に要する費用の全額18万1,500円を支払うことで令和5年5月16日に示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、同日付けで損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただき、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）でございます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第11号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第13号

専決処分書

令和5年度 斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月16日

斑鳩町長 中西和夫

先ほどの報告第10号の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきましたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償の支払いのための補正でございます。

それでは、補正予算書に基づきまして説明させていただきます。補正予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございます。第21款 諸収入 第5項 雑入 第5目 雑入におきまして、総合賠償補償保険金の受入れ額18万2千円の増額、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出では、第7款 土木費 第1項 土木管理費 第1目 土木総務費 第21節 補償補填及び賠償金で、損害賠償の支払い額18万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,951,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月16日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご了承を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 金額のことはどうも思わないんですけど、これ斑鳩町の龍田北ですかね、道路側溝の一部が破損しておりということですけど、この箇所はもう修復は終わっているんですかね。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 修復のほうは完了いたしております。

○議長（中川靖広君） 私のほうから1点お聞きしたいんですが、先ほど18万2千円全額補償したとおっしゃいましたが、これは全額で18万2千円の修理だったのかどうだったのかというのを確認させてください。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 全額18万2千円でございます。全部の額の修理代ということでございます。

○議長（中川靖広君） だいたい道路走っていたら前方不注意で過失割合とか出るねんけど、これ行政、斑鳩町が100%悪かったという認識でいいんですか。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 事故の過失割合でございますけれども、町が10の過失となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） これは共済保険が定めた過失割合ですか。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） そのとおりでございます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、質疑を終結します。

報告第10号及び報告第11号については終わります。

次に、日程14. 報告第12号 令和4年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第12号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) 報告第12号 令和4年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第12号

令和4年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、次のページの令和4年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明いたします。

本報告は、令和4年度予算において、繰越明許費とした認定こども園整備事業のほか9事業について、令和5年度予算に繰り越す金額が確定したことから、その報告を行うものです。最終行の合計欄ですが、これら事業の翌年度繰越額は、合計1億4,782万8,195円で、その財源内訳は、未収入特定財源の国・県支出金で9,296万円、地方債で2,970万円、一般財源で2,516万8,195円を計上しています。

以上で、報告第12号 令和4年度 斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第12号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第12号については終わります。

続いて、日程15. 報告第13号 令和4年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、報告第13号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第13号 令和4年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

報告第13号

令和4年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、町道252号線 道路維持補修工事において、H形鋼を親杭としてコンクリートパネルを用いた道路法面補強工事を発注したところ、請負業者の施工において、H形鋼の基礎材に加えるセメント量が設計値に達していないことが竣工検査で確認しましたので、請負業者に手直し工事の指示を行っております。

この手直し工事の実施により年度内に工事の完成、引き渡しが行えなかったことから、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、事故繰越しを行いましたので、その報告を行うものでございます。

なお、手直し工事は5月27日に完了し、5月31日に再度、竣工検査を実施し当初の計画どおり完成したことを確認いたしております。

それでは、令和4年度 斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書によりご説明を申し上げます。2枚目をご覧ください。第7款 土木費 第2項 道路橋りょう費 事業名 道路環境整事業、翌年度繰越額は251万3,500円でございます。説明につきましては、町道252号線の道路維持補修工事において、竣工検査で補修の必要があると認められ、年度内の完了が困難となったためでございます。

以上で、報告第13号 令和4年度 斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第13号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第13号については終わります。

次に、日程16. 報告第14号 令和4年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第14号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第14号 令和4年度 斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

報告第14号

令和4年度 斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年6月1日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、令和4年度事業報告書に基づきまして、ご説明申しあげます。

1ページをお願いいたします。財団の概況でございます。【3】財団の事業についてでございます。（1）公益目的事業では、公演・文化講座事業として、当初の予定どおり自主文化事業20事業を実施しており、これらの事業収益は944万1,373円で、事業費は1,576万4,875円となっております。次に、ホール管理・貸与事業では、事業収益1,829万5,024円で、事業費は1億1,332万5,402円となっております。なお、令和4年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して交付した、感染症対策支援金400万円については、本事業の事業収益に計上いたしております。次に、コピーサービス料金や町からの指定管理料などの共通収入を経理する共通では、事業収益9,687万473円でございます。この結果、公益目的事業合計は、事業収益で1億2,460万6,870円、事業費は1億2,909万277円となっております。

次に（2）収益事業等でございます。販売や営利活動などの公益目的以外の利用に係る事業として、ホール管理・貸与事業では、事業収益983万7,940円で、事業費は559万4,531円でございます。

次に、図書館管理事業では、事業収益及び事業費とも1,418万4,444円となっております。なお、ホール全体に係る委託料、光熱水費等の管理費につきまして、利用面積分の22%を図書館分として按分いたしております。この結果、収益事業合計は、事業収益で2,402万2,384円となり、事業費は1,977万8,975円となっております。これらの事業実施状況につきましては、事業報告書の3ページから6ページに、また、施設使用状況及び施設使用料につきましては、7ページから10ページにまとめております。令和4年度は、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続く一方で、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう行動制限の緩和がすすんだことにより、施設の使用状況は、昨年度に比べ、全体的に回復し、増加いたしました。

次に、財務諸表でございます。11ページの貸借対照表をご覧くださいませでしょうか。資産の部の1.流動資産合計、及び負債の部の1.流動負債合計は、ともに前年度と比較して168万5,237円増の2,263万1,236円となっております。また、資産の部の2.固定資産では、（1）基本財産で前年度と同額の1千万円、（2）

その他固定資産では9,827円で、固定資産の合計は1,000万9,827円となっております。これに流動資産を加えた資産合計は3,264万1,063円で、負債及び正味財産合計と同額となっております。12ページに、会計別の貸借対照表を整理いたしております。次に18ページをお願いいたします。令和5年3月31日現在の財産の保有状況でございます。最下段の正味財産では1,000万9,827円となり、貸借対照表の正味財産合計と一致いたしております。また、19ページ以降は、正味財産増減計算書の事業区分内訳表説明書となっております。

31ページをお願いいたします。令和5年4月28日に実施されました、監査結果について、その報告書を添付いたしております。

以上、報告第14号 令和4年度斑鳩町文化振興財団事業報告についての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっと確認だけさせていただきたいんですけど、昨年度、令和4年度はコロナの状況も少し回復してきて、利用者も増えましたよと報告あったんですけど、そもそも令和4年度は入場制限等の規制というのはホールのほうはしていたんですか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 令和4年度ではコロナの対策につきましては、緩和いたしておりますので、入場制限等は行っておりません。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、別に今回5類になったということですけど、特にその点は関係ないということですか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 入場等の制限はいたしておりませんので、従来の、コロナが感染対策を実施した令和2年、3年度の前の令和元年度に戻ってきたというような状況でございます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 3ページのところで、ある程度戻ってきて、事業が再開されたと

いうところなんですけど、特に規制も、人数制限もなかったというところで、パーセンテージ見てますと収支率ですかね、100%を超えているのが1個なのかな、3ページ、4ページの冒頭で言うと、1個なんですけれども、この辺りに関しましてはどういった広報、周知で、思った人数より少なかった多かったのかその辺はわかりますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 令和3年度に比べまして、事業を実施した、1事業増えておりますし、また収入、使用料を取って多くの方に来ていただいておりますので、収入の増は出ておりますが、経費について、実施している事業費も多くなっておりますので、事業費も増になっており、その辺は収支については、逆に公益事業でございまして、マイナスも増えているといった状況でございまして。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。支出にかかる部分、高騰しているということもわかります。またそうですね、今後も5類になってこれから利用が増えていくというところで、また町としてもできることをしっかりやっていただいて、町民さんの意見ですね、見て、どういったものが好まれるのかといったところ、しっかりとご判断いただいて、またご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第14号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第14号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

6月2日から5日は休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時31分 散会）